

# 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する提言・要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度の一本化について

後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、後期高齢者医療制度を廃止して新たに創設する医療保険制度については、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合などを早急に検討すること。

## 2. 国民健康保険制度について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、保険財政共同安定化事業については、拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。

(2) 国庫負担割合の引上げ等による財政措置の拡充を図るとともに、制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費について適切な財政措置を講じること。

(3) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(5) 特定健康診査・特定保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健康診査・特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置

を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、医療保険者の健診体制を整備できるようにすること。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 非自発的失業者などに対する国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (7) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減について、財政面を含め必要な措置を講じること。
- (8) 70歳から74歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。
- (9) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (10) ジェネリック医薬品の普及を促進するなど、実効ある医療費適正化対策を更に推進すること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、当面、被保険者や都市自治体等に十分な財政措置を講じること。

- (2) 後期高齢者医療制度の保険料負担軽減等の特別対策については、平成22年度以降においても引き続き継続し、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (3) 制度の見直しを行う場合は、被保険者及び都市自治体の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、電算システム経費をはじめ制度見直しに伴う費用については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民の理解が得られるよう、引き続き、積極的かつ主体的に広報

を行うこと。

- (4) 後期高齢者医療給付費負担金については、各保険者に対して医療給付費の12分の4を確実に配分し、調整交付金を別枠化すること。
- (5) 同一世帯に属する各被保険者に係る賦課限度額について、緩和措置を講じること。
- (6) 資格取得について、日単位から月単位とすること。
- (7) 健康診査・保健指導等について、実態に即した実施及び財政措置を講じること。
- (8) 保険料徴収について、同一広域連合を構成する市町村間で住所移動があった場合、賦課期日又は資格取得時の市町村において徴収できるよう制度を見直すこと。